

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（委員会等設置会社にあつては取締役会、監査委員会等）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。<u>特に、常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては執行役）は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならないとされている。</u> 経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合	Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（委員会等設置会社にあつては取締役会、監査委員会等）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 <u>また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性に鑑み、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては執行役）には、その資質について極めて高いものが求められる。</u> 経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(1) (略) (2) 取締役及び取締役会 ①～⑪ (略) <u>(新設)</u>	(1) (略) (2) 取締役及び取締役会 ①～⑪ (略) ⑫ <u>銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u> <u>イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u> <u>銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</u> <u>ロ. 十分な社会的信用</u> <u>a. 反社会的行為に関与したことがないか。</u> <u>b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u> <u>c. 証券取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(3) ～ (7) (略) Ⅲ－１－２－２ 委員会等設置会社である銀行の場合 (注) (略)	<u>法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、故意又は重大な過失により当該処分の原因となる事実を生ぜしめたことがないか。</u> <u>f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u> <u>g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u> <u>h. 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。</u> (3) ～ (7) (略) Ⅲ－１－２－２ 委員会等設置会社である銀行の場合 (注) (略)

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(1)・(2) (略) (3) 執行役（代表執行役を含む。） ①～⑥ (略) <u>(新設)</u>	(1)・(2) (略) (3) 執行役（代表執行役を含む。） ①～⑥ (略) ⑦ <u>銀行の常務に従事する執行役の選任プロセスにおいては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u> <u>イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u> <u>銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか</u> <u>ロ. 十分な社会的信用</u> <u>a. 反社会的行為に関与したことがないか</u> <u>b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか</u> <u>c. 証券取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関す</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(4) ～ (7) (略) Ⅲ－１－３ 監督手法 下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢について検証することとする。	<u>る法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか</u> <u>d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか</u> <u>e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、故意又は重大な過失により当該処分の原因となる事実を生ぜしめたことがないか</u> <u>f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか</u> <u>g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか</u> <u>h. 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか</u> (4) ～ (7) (略) Ⅲ－１－３ 監督手法 下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢について検証することとする。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(1) (略) (2) 通常の監督事務を通じた経営管理（ガバナンス）態勢の検証 ① 経営管理（ガバナンス）態勢については、上記（1）①～③のヒアリングに加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢の有効性について検証することとする。 ② (略) Ⅲ－１－４ 監督上の対応 (1) ・ (2) (略) <u>(新設)</u>	(1) (略) (2) 通常の監督事務を通じた経営管理（ガバナンス）態勢の検証 ① 経営管理（ガバナンス）態勢については、上記（1）①～③のヒアリングに加え、例えば、<u>免許審査、取締役や執行役の就任時の届出の受理、</u>検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢の有効性について検証することとする。 ② (略) Ⅲ－１－４ 監督上の対応 (1) ・ (2) (略) <u>(3) 銀行の常務に従事する取締役・執行役が、Ⅲ－１－２－１（2）⑫及びⅢ－１－２－２（3）⑦に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役の選任議案の決定プロセス等又は執行役の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－２ 財務の健全性等 Ⅲ－２－１ 自己資本の充実	<u>問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u> <u>さらに、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事する取締役・執行役の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、法第 27 条に基づき取締役・執行役の解任を命ずることを検討するものとする。</u> <u>(注) Ⅲ－１－２－１(２)⑫及びⅢ－１－２－２(３)⑦に掲げる取締役・執行役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定又は執行役の選任に当たっては、まずは銀行自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、取締役・執行役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある(様式・参考資料編 様式 1－1、1－1 の 2、4－10 参照)。</u> Ⅲ－２ 財務の健全性等 Ⅲ－２－１ 自己資本の充実

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－２－１－２ 自己資本比率の正確性 (略) <u>(新規)</u>	Ⅲ－２－１－２ 自己資本比率の正確性 (略) <u>Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等（19年3月期より適用）</u> <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示第8条第2号に規定する特定取引等であり、施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引がその主たる内容となる。特定取引は、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</u> <u>（１）特定取引勘定の対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化するとともに、当該勘定を当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により確認されているか。</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－２－１－２－<u>3</u> 監督手法・対応 (略) Ⅲ－２－３ リスク管理 Ⅲ－２－３－１ リスク管理共通編及び統合リスク管理 Ⅲ－２－３－１－５ 監督手法・対応 (１)～(３) (略) (新設)	<u>(２) 特定取引等が特定取引勘定以外の勘定において行われている場合には、当該取引について、上記と同様の管理がなされているか。</u> <u>(注)「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」(平成 17 年バーゼル銀行監督委員会)では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている(パラグラフ 271)。</u> Ⅲ－２－１－２－<u>4</u> 監督手法・対応 (略) Ⅲ－２－３ リスク管理 Ⅲ－２－３－１ リスク管理共通編及び統合リスク管理 Ⅲ－２－３－１－５ 監督手法・対応 (１)～(３) (略) <u>(４) 早期警戒制度の活用</u> <u>主要行等におけるリスク管理は、上記の着眼点等を踏まえた、統合リスク管理に向けた自発的取組みをベースとしつつ、上記(２)、(３)に基</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>づく当局の検証等を通じ、適切な態勢の構築を促すこととする。</u> <u>一方で、個々のリスク等についても、例えば管理態勢の不備等により、結果としてリスクが顕在化し、金融機関の健全性に影響を与えることのないよう、Ⅲ－２－２－３（３）（収益性）、Ⅲ－２－３－２－５（１）③（信用リスク）、Ⅲ－２－３－３－３（１）③（市場リスク）、Ⅲ－２－３－４－３（１）③（流動性リスク）のそれぞれにおける早期警戒の枠組みを活用する。あらかじめ設定した個々のリスク等に関する基準に該当することとなった銀行に対しては、ヒアリングや報告徴求等を行い、該当する個々のリスク等の実態を当該銀行のビジネスモデルや統合リスク管理の状況に照らして的確に把握するとともに、各銀行の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととする。</u> <u>（注）早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</u> <u>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</u> Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理 Ⅲ－２－３－２－２ 大口与信管理

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－２－３－２－２－２ 主な着眼点	Ⅲ－２－３－２－２－２ 主な着眼点
(１) (略)	(１) (略)
(２) 特定の業種、企業グループ、国、地域、融資商品などリスク特性が相似した対象への与信については、例えば、個々のポートフォリオ別の与信上限の設定や債権流動化など、信用リスクを分散化できるような管理態勢が構築されているか。	(２) 特定の業種、企業グループ、国、地域、融資商品などの <u>リスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、国別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。</u>
(新設)	<u>(３) セクターの内部定義に従い、例えば、個々のポートフォリオ別の与信上限の設定や債権流動化など、信用リスクを分散化できるような管理態勢が構築されているか。</u>
<u>(３)</u> (略)	<u>(４)</u> (略)
<u>(４)</u> (略)	<u>(５)</u> (略)
<u>(５)</u> (略)	<u>(６)</u> (略)
<u>(６)</u> (略)	<u>(７)</u> (略)
(新設)	<u>(８) ストレステストを実施しているか。また、信用リスクの計量において</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。 Ⅲ－２－３－２－５ 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (１) オフサイト・モニタリング ①・② (略) ③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（信用リスク改善措置）。	<u>損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。</u> (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。 Ⅲ－２－３－２－５ 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (１) オフサイト・モニタリング ①・② (略) ③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 <u>不良債権比率、大口与信（Tier I の 10%以上の与信先（地方公共団体等向け与信を除く。）又は与信残高が上位一定数以上の先への与信合計額で大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（信用リスク改善措置）。</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(2) ～ (5) (略) Ⅲ－２－３－３ 市場リスク管理 Ⅲ－２－３－３－１ 意義 (1) 市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（<u>オフバランス資産を含む。</u>）の価値が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、財務の健全性の確保に努める必要がある。 (2) (略) Ⅲ－２－３－３－２ 主な着眼点 (1) ～ (4) (略) <u>(新設)</u> <u>(5) (略)</u>	(2) ～ (5) (略) Ⅲ－２－３－３ 市場リスク管理 Ⅲ－２－３－３－１ 意義 (1) 市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、<u>負債及びオフバランス取引</u>の価値が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、財務の健全性の確保に努める必要がある。 (2) (略) Ⅲ－２－３－３－２ 主な着眼点 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 現在価値に換算したポジション、及びリスクの商品別・期日別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する商品のリスクを適切にとらえているか。</u> <u>(6) (略)</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> ストレステストやシナリオによる分析を定期的に行っているか。 <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。 Ⅲ－２－３－３－３ 監督手法・対応	<u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> ストレステストを実施しているか。また、市場リスクの計量において損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。 <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> 特定取引部門においては、リスク量の把握の前提となる価格評価について、対象取引の市場流動性の低下や、デリバティブ等に関する価格評価モデルの使用によって問題が生じる可能性を適切に把握しているか。 <u>(12)</u> 銀行勘定の金利リスクは、いわゆるコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金）の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。 (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。 Ⅲ－２－３－３－３ 監督手法・対応

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(1) オフサイト・モニタリング ①・② (略) ③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 <u>有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</u>	(1) オフサイト・モニタリング ①・② (略) ③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 <u>以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</u> <u>イ. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行</u> <u>ロ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）の合計額の 20%を超えるもの）に該当する銀行（19 年 3 月期より適用）</u> <u>（注 1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。</u> <u>一. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記①、②の 2 種類の金利ショック）は銀行</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>の選択に委ねられる。</u> <u>二. 上述のように、金利リスク量はコア預金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預金について、以下の a. 又は b. の定義を用いることとする。一度選択したコア預金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。</u> <u>a. ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量（過去5年で一度も預金の大宗において金利上昇がなかった場合は、過去5年を超える直近の金利上昇時の年間流出量）を現残高から差し引いた残高、又は③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として銀行が独自に定める。</u> <u>b. 銀行の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</u> <u>三. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を当局に説明できる場合には使用することができることとする（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対顧客レートの予測推定に基づくリスク計算など。）。</u> <u>（注2）アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(2) (略) Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－１ 法令遵守（特に重要な事項） Ⅲ－３－１－５ 不適切な取引等 <u>（新設）</u>	<u>としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</u> (2) (略) Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－１ 法令遵守（特に重要な事項） Ⅲ－３－１－５ 不適切な取引等 <u>Ⅲ－３－１－５－３ M&A ファイナンス等の際の不適切な取引の発生の防止</u> <u>敵対的企業買収において銀行が買収側、被買収側の双方と取引関係を有する場合など、取引先企業間で利害対立事象が生じ得ることを踏まえ、利益相反行為の防止、レピュテーションリスクの回避など、業務運営の適切性に対する懸念を招くことのないよう、態勢が整備されているか。</u> <u>特に、買収資金融資に関与する場合には利益相反の立場が直ちに顕在化することを踏まえ、日頃より、資金使途の把握を踏まえた審査管理、非公開情報の適切な管理、所要の情報遮断措置の確保、人的側面を含めた取引先との関係の妥当性の検討など、適切なリスク管理、法令等遵守確保の観点からの</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型 （１）銀行法上の開示 銀行法のディスクロージャー義務は、法第 20 条に基づく<u>貸借対照表等の公告</u>と法第 21 条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の 2 つの制度から構成されている。 法第 20 条の公告は、商法に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。 法第 21 条に基づき作成される<u>説明書類</u>の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている。 （なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）さらに、罰則の適用はないが、法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努め	<u>具体的対応策が採られているか。</u> <u>なお、銀行間の合併等が行われている場合には、取引先の拡大に伴いこうした蓋然性が増すことを踏まえ、特に適切な態勢整備が必要となることに鑑み、実効性ある取組みが行われているか。</u> Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型 （１）銀行法上の開示 銀行法のディスクロージャー義務は、法第 20 条に基づく「<u>貸借対照表等の公告等</u>」と法第 21 条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の 2 つの制度から構成されている。 法第 20 条の公告は、商法に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。 法第 21 条に基づき作成される<u>中間営業年度及び営業年度に係る説明書類</u>の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている。（なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）さらに、罰則の適用はないが、法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
なければならない。」とされている。 (注)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「再生法」という。)により資産の査定の公表が義務付けられていることにも<u>留意</u> (2)・(3) (略) Ⅲ－3－2－4 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－3－2－4－1 重要性の原則の適用 (1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等のもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表(法第19条第2項、施行規則第18条第3項及び第4項)、銀行の<u>連結貸借対照表・連結損益計算書</u>(法第20条第2項)、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表(法第52条の27第1項、施行規則第34条の24第1項及び第2項)、銀行持株会社の<u>連結貸借対照表・連結損益計算書</u>(法第52条の28)も対象となることに留意する。 (注) 連結して記載する<u>説明書類</u>については施行規則上明定されている(施行規則第19条の3及び第34条の26)。	参考となるべき事項の開示に努めなければならぬ。」とされている。 (注)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「再生法」という。)により資産の査定の公表が義務付けられていることにも<u>留意する</u>。 (2)・(3) (略) Ⅲ－3－2－4 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－3－2－4－1 重要性の原則の適用 (1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等のもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表(法第19条第2項、施行規則第18条第3項及び第4項)、銀行の<u>中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等</u>(法第20条第2項)、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表(法第52条の27第1項、施行規則第34条の24第1項及び第2項)、銀行持株会社の<u>中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等</u>(法第52条の28)も対象となることに留意する。 (注) 連結して記載する<u>中間営業年度及び営業年度に係る説明書類</u>については施行規則上明定されている(施行規則第19条の3及び第34条の26)。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(2) (略) Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第19条の2及び第19条の3関係） Ⅲ－３－２－４－３ リスク管理債権額の開示 (1) 連結ベースのリスク管理債権額については、<u>連結貸借対照表</u>に基づき銀行及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。 (2) (略) <u>Ⅲ－３－４－２</u> 顧客情報管理 <u>Ⅲ－３－４－２－１</u> 意義 顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、<u>顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある</u>。 特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に	(2) (略) Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第19条の2及び第19条の3関係） Ⅲ－３－２－４－３ リスク管理債権額の開示 (1) 連結ベースのリスク管理債権額については、<u>中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表</u>に基づき銀行及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。 (2) (略) <u>Ⅲ－３－３－３</u> 顧客情報管理 <u>Ⅲ－３－３－３－１</u> 意義 顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、<u>銀行は、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（法第12条の2第2項）</u>。 特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。 <u>Ⅲ－３－４－２－２</u> 主な着眼点 <u>Ⅲ－３－４－２－３</u> 監督手法・対応 検査結果及び不祥事件等により、顧客情報の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。 なお、上記の銀行法に基づく対応の他、個人である顧客に関する情報については、必要に応じて、個人情報保護に関する法律に基づき、個人である顧客に関する情報の取扱いについての報告の徴収・助言、同法の違反を是正するために必要な措置をとるべき旨等の勧告・命令を行うものとする。 <u>Ⅲ－３－４－４</u> 銀行の事務の外部委託 <u>Ⅲ－３－４－４－１</u> 意義 各銀行が事務の外部委託を行うに際しては、顧客を保護し経営の健全性を確保するため、以下の諸点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点	下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。 <u>Ⅲ－３－３－３－２</u> 主な着眼点 <u>Ⅲ－３－３－３－３</u> 監督手法・対応 検査結果及び不祥事件等届出書等により、顧客情報の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。 なお、上記の銀行法に基づく対応の他、個人である顧客に関する情報については、必要に応じて、個人情報保護に関する法律に基づき、個人である顧客に関する情報の取扱いについての報告の徴収・助言、同法の違反を是正するために必要な措置をとるべき旨等の勧告・命令を行うものとする。 <u>Ⅲ－３－３－４</u> 外部委託 <u>Ⅲ－３－３－４－１</u> 意義 銀行が、その業務を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に業務を

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。</u> (注1) <u>上記における事務の外部委託とは、銀行が、その業務（信託業務を除く。）を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該銀行以外（法第8条に定める代理店に該当しないものを指す。）に委託することをいう。</u> (注2) <u>当該外部委託が、銀行と子会社等との間で行われる場合には、本監督指針V-3-3も参照のこと。</u> (注3) <u>当該委託事務が海外で行われる場合も含む。</u>	<u>委託することで、多様な顧客ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、銀行が外部委託を行う場合には、顧客を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、銀行は委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている（法第12条の2第2項、施行規則第13条6の8）。</u> <u>以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。</u> (注1) <u>外部委託には、銀行がその業務を営むために必要な事務を第三者に委託することを含む（形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。）。</u> (注2) <u>銀行の固有業務を営むために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合（法第52条の36第1項の許可を受けて銀行代理業を営む場合を除く。）には、以下の着眼点のほか、当該外部委託が銀行代理業に該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。</u> (注3) <u>例えば、銀行の付随業務のみを外部委託することは銀行法上の許可を必要とする銀行代理業には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている場合には、委託者である銀行に対するヒアリング</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>(新設)</u> <u>Ⅲ－３－４－４－２</u> 主な着眼点 (１) 顧客保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。 ① 委託契約によっても当該銀行と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該銀行自身が<u>事務</u>を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。 ② <u>委託事務</u>に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、銀行において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。 ③ (略) ④ 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第 13 条の 6 の 5 に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ・保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置 ・実務指針Ⅲの規定に基づく措置 ⑤ (略)	<u>等により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものとする。</u> <u>(注 4) 銀行と当該銀行の子会社等との間で外部委託が行われている場合には、Ⅴ－３－３等も参照するものとする。</u> <u>Ⅲ－３－３－４－２</u> 主な着眼点 (１) 顧客保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。 ① 委託契約によっても当該銀行と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該銀行自身が<u>業務</u>を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。 ② <u>委託業務</u>に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、銀行において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。 ③ (略) ④ 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第 13 条の 6 の 5 に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 <u>イ.</u> 保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置 <u>ロ.</u> 実務指針Ⅲの規定に基づく措置 ⑤ (略)

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(2) 銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。 ①・② （略） ③ 契約内容 契約内容は、例えば、以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。 イ．・ロ． （略） ハ． 銀行が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容 ニ． （略） ④ 銀行に課せられた法令上の義務等 当該委託事務を銀行自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。 ⑤ 銀行側の管理態勢 委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、銀行が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の行内管理態勢が整備されているか。 ⑥ 情報提供 委託事務の履行状況等に関し委託先から銀行への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっている	(2) 銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。 ①・② （略） ③ 契約内容 契約内容は、例えば、以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。 イ．・ロ． （略） ハ． 銀行が、当該委託業務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容 ニ． （略） ④ 銀行に課せられた法令上の義務等 当該委託業務を銀行自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。 ⑤ 銀行側の管理態勢 委託業務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、銀行が委託先に対して業務の処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の行内管理態勢が整備されているか。 ⑥ 情報提供 委託業務の履行状況等に関し委託先から銀行への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっている

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
か。 ⑦ 監査 銀行において、外部<u>委託事務</u>についても監査の対象となっている か。 ⑧・⑨ (略) <u>Ⅲ－３－４－４－３</u> 監督手法・対応 検査結果及び不祥事件等により、銀行の事務の外部委託に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。 <u>(新設)</u>	か。 ⑦ 監査 銀行において、外部<u>委託業務</u>についても監査の対象となっている か。 ⑧・⑨ (略) <u>Ⅲ－３－３－４－３</u> 監督手法・対応 <u>(１) 銀行の管理態勢に問題が認められる場合</u> 検査結果及び不祥事件等届出書等により、銀行の<u>業務</u>の外部委託に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。 <u>(２) 外部委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合</u> ① 銀行に対する対応 <u>検査結果等により外部委託先の業務運営態勢に問題があると認められる場合や、不祥事件等届出書等により外部委託先において不適切な業務運営が行われていると思料される場合には、先ずは委託者である銀行を通じて、事実関係等（当該銀行の管理態勢等を含む。）の把握等に努めることを基本とすることとする。この場合においても、当該銀行に対しては、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設) Ⅲ－３－４ 利用者保護ルール等 <u>Ⅲ－３－４－３ プライベートバンキング等の留意点等</u> <u>Ⅲ－３－４－３－１ 意義</u> <u>Ⅲ－３－４－３－２ 主な着眼点</u>	<u>発出する等の対応を行うものとする。ただし、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、以下②の対応を並行して行うことを妨げるものではない。</u> <u>② 外部委託先に対する対応</u> <u>上記①による対応では十分な実態把握等が期待できない場合などには、外部委託先に対して、直接、ヒアリングを行うなど事実関係の把握等に努めることとするが、特に必要があると認められる場合（例えば、当該外部委託先に対して多数の他の金融機関が同種の外部委託を行っている場合や決済システム全体に影響を及ぼしかねない場合など）には、当該外部委託先に対して、事実関係や発生原因分析及び改善・対応策等必要な事項について、法第24条第2項に基づく報告を求めることとする。</u> <u>(注) 外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である銀行の同席を求めるものとする。</u> Ⅲ－３－４ 利用者保護ルール等 <u>Ⅲ－３－４－２ プライベートバンキング等の留意点等</u> <u>Ⅲ－３－４－２－１ 意義</u> <u>Ⅲ－３－４－２－２ 主な着眼点</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>Ⅲ－３－４－３－３</u> 監督手法・対応 Ⅲ－３－５ 事務リスク Ⅲ－３－５－２ 主な着眼点 (１)～(４) (略) (５) 営業拠点に関する事務管理 ①・② (略) <u>(新設)</u> Ⅲ－３－６ システムリスク Ⅲ－３－６－１ システムリスク	<u>Ⅲ－３－４－２－３</u> 監督手法・対応 Ⅲ－３－５ 事務リスク Ⅲ－３－５－２ 主な着眼点 (１)～(４) (略) (５) 営業拠点に関する事務管理 ①・② (略) ③ <u>営業所の設置、位置変更の取扱いについて</u> <u>法第８条第１項に規定する営業所の位置変更の届出は、所在地の変更を伴う位置変更について提出すればよいことに留意する。また、既存の営業所の一部の部門（例えば、銀行の固有業務を一部行っているディーリングルームや法人営業部門など）を分離し、新たに当該部門の業務を営む営業所を（所在地の変更を伴って）設置しようとする場合には、同項に規定する営業所の設置の届出が必要であることに留意する。</u> Ⅲ－３－６ システムリスク Ⅲ－３－６－１ システムリスク

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－３－６－１－３ 監督手法・対応 (１)～(３) (略) <u>(新設)</u> Ⅲ－３－６－２ ＡＴＭシステムのセキュリティ対策 Ⅲ－３－６－２－２ 主な着眼点 (１)～(３) (略) <u>(新設)</u> Ⅲ－３－６－２－３ 監督手法・対応 被害が発生した場合は、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被	Ⅲ－３－６－１－３ 監督手法・対応 (１)～(３) (略) <u>(４) 外部委託先への対応</u> <u>システムに係る外部委託業務について、外部委託先における適切な業務運営が懸念される場合など、特に必要があると認められる場合には、Ⅲ－３－３－４－３の対応を行うものとする。</u> Ⅲ－３－６－２ ＡＴＭシステムのセキュリティ対策 Ⅲ－３－６－２－２ 主な着眼点 (１)～(３) (略) <u>(注) ＡＴＭシステムに関し、外部委託がなされている場合であっても必要なセキュリティ対策が講じられているか。</u> Ⅲ－３－６－２－３ 監督手法・対応 被害が発生した場合は、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令等を行うものとする。 <u>(新設)</u> (参考) (略) Ⅲ－３－６－３ 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用 Ⅲ－３－６－３－３ 監督手法・対応 検査結果等により、銀行のシステム・ネットワークに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。また、銀行が当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合において、当該システム・ネットワークに係るリスク管理態勢に疑義が生じた場合においても同様の対応を行うものとする。 <u>(新設)</u>	被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令等を行うものとする。 <u>(注) A T Mシステムに関し、外部委託がなされている場合において、そのセキュリティに関し、適切な業務運営が懸念される場合には、必要に応じて、Ⅲ－３－３－４－３の対応を行うものとする。</u> (参考) (略) Ⅲ－３－６－３ 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用 Ⅲ－３－６－３－３ 監督手法・対応 検査結果等により、銀行のシステム・ネットワークに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。また、銀行が当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合において、当該システム・ネットワークに係るリスク管理態勢に疑義が生じた場合においても同様の対応を行うものとする。 <u>(注) システム・ネットワークの外部サービス管理者のうち外部委託先に該当するものについて、適切な業務運営が懸念される場合には、必要に応</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>じて、Ⅲ－３－６－１－３（４）に準じた対応を行うものとする。</u>
Ⅲ－３－７ インターネットバンキング	Ⅲ－３－７ インターネットバンキング
Ⅲ－３－７－２ 主な着眼点	Ⅲ－３－７－２ 主な着眼点
（１）～（４） （略）	（１）～（４） （略）
<u>（新設）</u>	<u>（注）インターネットバンキングに係る外部委託に関する監督上の主な着眼</u>
（参考） （略）	<u>点は、Ⅲ－３－３－４－２を準用することとする。</u>
Ⅲ－３－７－３ 監督手法・対応	Ⅲ－３－７－３ 監督手法・対応
（略）	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（注）インターネットバンキングに係る外部委託に関する監督手法・対応</u>
Ⅲ－３－８ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	<u>は、Ⅲ－３－３－４－３を準用することとする。</u>
Ⅲ－３－８－３ 監督手法・対応	Ⅲ－３－８ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
	Ⅲ－３－８－３ 監督手法・対応

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(1) ～ (6) (略) <u>(新設)</u> Ⅲ－３－９ 海外業務管理 Ⅲ－３－９－２ 主な着眼点 (1) (略) (2) 海外営業拠点のリスク管理・内部管理態勢の点検・改善・充実 ①～⑤ (略) ⑥ 各海外営業拠点において銀行業務を営むために必要な事務の一部又は全部を<u>第三者に外部委託</u>している場合には、<u>Ⅲ－３－４－４「銀行の事務の外部委託」</u>を参考に、業務委託の実態及びリスクに応じた管理態勢等が適正に整備されているか。 (3) (略) Ⅳ 銀行持株会社 Ⅳ－２ 主な留意事項等	(1) ～ (6) (略) <u>(7) 外部委託先の業務運営が特に懸念される場合</u> <u>Ⅲ－３－６－１－３(4)等にも留意する。</u> Ⅲ－３－９ 海外業務管理 Ⅲ－３－９－２ 主な着眼点 (1) (略) (2) 海外営業拠点のリスク管理・内部管理態勢の点検・改善・充実 ①～⑤ (略) ⑥ 各海外営業拠点において銀行業務を営むために必要な事務の一部又は全部を<u>外部委託</u>している場合には、<u>Ⅲ－３－３－４「外部委託」</u>を参考に、業務委託の実態及びリスクに応じた管理態勢等が適正に整備されているか。 (3) (略) Ⅳ 銀行持株会社 Ⅳ－２ 主な留意事項

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。 (1) ～ (3) (略) <u>(新設)</u> <u>(4)</u> システミックリスクの顕在化のおそれについて理解した上で、流動性リスク管理態勢を整備しているか。 <u>(5)</u> 情報開示の適切性・十分性（Ⅲ－３－２参照）については、最終的には株式を公開している銀行持株会社の責任であることを踏まえた対応が行われているか。 <u>(6)</u> 子銀行が合併等に伴いシステム統合を行う場合には、Ⅲ－３－８を踏まえた上で、システム統合リスク管理態勢を整備しているか。 V－３－２ 「その他の付随業務」の取扱い (1) (略)	銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。 (1) ～ (3) (略) <u>(4) 銀行持株会社単体の財務構造（有利子負債の状況等）も含め、グループ全体の財務管理が適切に行われているか。</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) V－３－２ 「その他の付随業務」の取扱い (1) (略)

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
①・② (略) ③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅲ－３－４－２－２参照）。 (２)・(３) (略) V－３－３－１ 子会社等の業務の範囲 <u>(１) 銀行の代理店</u> 銀行の代理店（施行規則第９条の３第３項に規定する金融機関等を除く。）は、他の会社の株式を保有していないか。 <u>(２) 銀行の子会社が営む従属業務（法第１６条の２第２項第１号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、本監督指針Ⅲ－３－４－４等に沿って適切な対応を行っているか。</u> (注) 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「<u>銀行法第１６条の２第７項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件</u>」（平成１４年告示第３４号、以下「収入依存度規制告示」という。）に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の	①・② (略) ③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅲ－３－３－３－２参照）。 (２)・(３) (略) V－３－３－１ 子会社等の業務の範囲 <u>(削除)</u> <u>(１) 銀行の子会社が営む従属業務（法第１６条の２第２項第１号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、本監督指針Ⅲ－３－３－４等に沿って適切な対応を行っているか。</u> (注) 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「<u>銀行法第１６条の２第７項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件</u>」（平成１４年告示第３４号、以下「収入依存度規制告示」という。）に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
額」は、告示と同様（当該銀行及びその子会社からの収入）であることに留意する。 <u>（３）</u> （略） <u>（４）</u> 銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。 ①・② （略） ③ 関連会社として届出がなされたもの（当該関連会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、<u>（４）</u>に該当する会社及び特定法人を除く。）で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等が、新法の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に命ずるところにより、当該特定子法人等又は特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 ただし、当該特定子法人等又は特定関連法人等が当該銀行の子会社又は特定出資会社となる場合並びに当該特定子法人等又は特定関連法人等が新法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合はこの限りでない。	額」は、<u>収入依存度規制告示</u>と同様であることに留意する。 <u>（２）</u> （略） <u>（３）</u> 銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。 ①・② （略） ③ 関連会社として届出がなされたもの（当該関連会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、<u>（３）</u>に該当する会社及び特定法人を除く。）で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等が、新法の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に命ずるところにより、当該特定子法人等又は特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 ただし、当該特定子法人等又は特定関連法人等が当該銀行の子会社又は特定出資会社となる場合並びに当該特定子法人等又は特定関連法人等が新法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合はこの限りでない。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(注１)・(注２) (略) ④ (略) Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ－２ 主な着眼点 (１)～(４) (略) (５) 適正な情報管理態勢の構築 ①～③ (略) ④ 特に、顧客情報管理については、Ⅲ－３－４－２「顧客情報管理」を参考に、支店業務に見合う管理態勢を整備しているか。 (６) (略) (７) 支店事務の外部委託 ① 支店が業務を営むために必要な事務の一部又は全部を支店以外に委託する場合には、Ⅲ－３－４－４「銀行の事務の外部委託」を参考に、支店の業務委託の実態及びリスクに応じた管理態勢等が適正に整備されているか。 (８)・(９) (略)	(注１)・(注２) (略) ④ (略) Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ－２ 主な着眼点 (１)～(４) (略) (５) 適正な情報管理態勢の構築 ①～③ (略) ④ 特に、顧客情報管理については、Ⅲ－３－３－３「顧客情報管理」を参考に、支店業務に見合う管理態勢を整備しているか。 (６) (略) (７) 支店事務の外部委託 ① 支店が業務を営むために必要な事務の一部又は全部を支店以外に委託する場合には、Ⅲ－３－３－４「外部委託」を参考に、支店の業務委託の実態及びリスクに応じた管理態勢等が適正に整備されているか。 (８)・(９) (略)

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	VIII 銀行代理業 VIII－1 意義 (1) 銀行代理業とは、銀行のために、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業をいい、銀行代理業者（銀行代理業再受託業者を含む。以下同じ。）とは、法第 52 条の 36 第 1 項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。 所属銀行とは、銀行代理業者の代理又は媒介によって、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約、③為替取引を内容とする契約を締結する銀行のことをいう。 (2) 銀行代理業者は、自ら銀行代理業を営む者として、その営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないが、所属銀行もまた、その委託する銀行代理業者が営む銀行代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされている。 銀行法が、銀行代理業者のみならず、所属銀行にこのような責任を負わせた趣旨は、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属銀行が果たさなければなら

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	ないということを宣言したものであり、銀行代理業者の監督に当たっても、所属銀行の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。 Ⅷ－２ 基本的な考え方 Ⅷ－２－１ 銀行代理業制度導入の経緯とその趣旨 銀行代理店は、従来出資規制や兼業規制の下で、原則として銀行の子会社が専業で行う場合に認められていたが、平成 18 年 4 月 1 日施行の銀行法等の一部を改正する法律により、新たに銀行代理業制度が創設された。 これに伴い、一般事業者の銀行代理業への参入が可能となることなどによって、利用者の金融サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融機関の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されるが、その一方で、一般事業者としての取引関係を利用した不公正な取引が行われることのないよう、銀行代理業の健全かつ適切な運営が確保されなくてはならない。 そこで、銀行代理業者を監督するに当たっては、銀行代理業への参入を許可制とし兼業について個別承認制とした趣旨にかんがみ、銀行代理業の適正・確実な遂行を確保するために、銀行代理業者及び所属銀行に対し適時適切な監督を行っていく必要がある。特に、既存の一般事業者が銀行代理業へ参入した場合など、銀行代理業者が他業を兼業する場合には、抱き合わせ販売（融資）、情実融資及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いが生ずることのないよう、銀行代理業者の業務運営態勢の整備等が強く求められることに留意する必要がある。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	Ⅷ－２－２ 所属銀行を通じた監督 Ⅷ－１（２）のとおり、銀行代理業者が営む銀行代理業に関しては、所属銀行が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることにかんがみ、銀行代理業者の監督に当たっては、銀行代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属銀行本体に対する監督に重点を置き、まずは所属銀行への監督を通じて、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。 Ⅷ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅷ－３－１ 一般的な事務処理 Ⅷ－３－１－１ 銀行代理業者の監督に係る一般的な事務処理の流れ 監督上の事務処理の流れを示すと別紙５のとおりである。 Ⅷ－３－１－２ 所属銀行を通じた監督上の対応 （１）監督手法 銀行代理業者の監督に当たっては、Ⅱ－１－１－２のオフサイト・モ

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	ニタリングにおいて、必要に応じ、所属銀行が銀行代理業を委託する銀行代理業者に関する事項を含めるとともに、銀行代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属銀行に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、銀行代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属銀行の経営管理態勢を確認することとする。 その際には、Ⅷ－１及びⅧ－２を踏まえ、特に、銀行代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売（融資）や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置及び顧客情報を適正に管理するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。 また、所属銀行から提出される届出の記載事項などからも、所属銀行による銀行代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。 （２）監督上の対応 ① 上記（１）のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営に問題が認められる場合には、法第 52 条の 53 に基づき報告を求めるとともに、必要に応じ、所属銀行に対しても法第 24 条に基づき報告を求めるなどの対応を行う。 ② 報告を検証した結果、銀行代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令、法第 52 条の 56 に基づく業務停止命令等を発出することとする。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	③ また、所属銀行の銀行代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、所属銀行に対して、法第 26 条に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。 Ⅷ－３－１－３ 監督部局間の連携 （１）施行令第 17 条の 4 第 1 項の規定により許可又は承認の権限を行う財務局長は、許可（予備審査を含む。）又は承認をしようとする事項が他の財務局の管轄に及ぶときは、必要に応じ当該他の財務局（所属銀行等の監督権限が金融庁にある場合には、当該所属銀行等を監督する監督局担当部門。以下Ⅷにおいて同じ。）と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報を提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （２）銀行代理業者に対して行政処分等を行うに当たり、当該銀行代理業者の所属銀行が他の財務局の管轄である場合等は、必要に応じて十分な連携を図りこれらの事務を行うものとする。 Ⅷ－３－１－４ 行政報告 （１）財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の営業所又は事務所の状況について、翌月 20 日までに監督局長へ報告することとする。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(参考) 様式・参考資料編 様式Ⅷ－３－１－４ (２) 財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①～⑦に掲げる行政行為を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。 また、行政行為を行った財務局と当該行政行為に係る銀行代理業者の所属銀行を管轄する財務局とが別である場合には、当該他の財務局にも、その結果を遅滞なく報告するものとする。 ① 法第 52 条の 36 第 1 項による許可 ② 法第 52 条の 38 第 2 項による許可の条件の付加及びこれの変更 ③ 法第 52 条の 39 による変更の届出の受理 ④ 法第 52 条の 52 による廃業等の届出の受理 ⑤ 法第 52 条の 53 による報告及び資料の提出の命令 ⑥ 法第 52 条の 55 による業務改善命令等 ⑦ 法第 52 条の 56 による監督上の処分 ⑧ 法第 53 条第 4 項による銀行代理業開始の届出 Ⅷ－３－１－５ 監督指針の準用等 銀行代理業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、Ⅱ及びⅢ並びに様式・参考資料編を準用する。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(1) 銀行代理業者に関する苦情・情報提供等についてはⅡ－２に、法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅡ－３に、行政指導等を行う際の留意点等についてはⅡ－４に、それぞれ準じるものとする。 (2) 銀行代理業者に対し行政処分を行うに当たっては、Ⅱ－５に準じるほか、所属銀行が銀行代理業者の営む銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負っていることにかんがみ、Ⅷ－３－１－２に記載する事項に留意するものとする。 Ⅷ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅷ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点 Ⅷ－３－２－１－１ 許可の要否 (1) 許可の要否の判断基準等 許可の要否については、預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、若しくは為替取引を内容とする契約（以下「預金等の受入れ等を内容とする契約」という。）の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、法第 52 条の 36 第 1 項に規定する銀行代理業の許可

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	を受ける必要があることに留意する。 ① 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の勧誘 ② 預金等の受入れ等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明 ③ 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた条件交 ④ 預金等の受入れ等を内容とする契約の申込みの受領（単に契約申込書の受領・回収事務のみを行う場合を除く。） ⑤ 預金等の受入れ等を内容とする契約の承諾 （２）許可が不要である場合 ① 媒介に至らない行為を銀行から受託して業務として行うことについては、銀行代理業の許可を得る必要はない。 例えば、以下のイ. からハ. のいずれかの行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して業務として行うに過ぎない者は、銀行代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。 イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付（このとき、単に取扱金融機関名や同金融機関の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。） ロ. 契約申込書の受領・回収（記載内容の確認等をする場合を除く。） ハ. 金融商品説明会における一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	② なお、銀行から委託を受けて、営業所又は事務所にＡＴＭのみを設置する行為については、当該ＡＴＭが施行規則第９条第１項第２号の「無人の設備」に該当する場合には、銀行代理業の許可は不要である。 Ⅷ－３－２－１－２ 許可申請書の受理に当たっての留意事項 Ⅷ－３－２－１－２－１ 許可申請書の受理手続 （１）許可申請書の提出先 銀行代理業の許可申請者から許可申請書の提出を受けたときは、その提出先が当該申請者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長となっているかを確認する。 （２）許可申請に係る代理申請について ① 許可申請に係る代理申請が行われた場合には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認することとする。 ② 代理申請が行われた場合でも、必要に応じ、申請者本人に対するヒアリングなどを行い、申請者本人が銀行代理業者としての業務遂行能力等を有しているかについて十分に検証する必要があることに留意する。 Ⅷ－３－２－１－２－２ 許可申請書の記載事項

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式 7-1、7-2 (1) 「商号、名称又は氏名」(法第 52 条の 37 第 1 号) ① 様式・参考資料編 様式 7-1、7-2 の「記載上の注意」にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない外国人である場合が該当する。 ② 申請者が個人である場合は、当該申請者が商号登記をしているときにはその商号を、屋号を使用しているときにはその屋号を、「商号又は名称」として記載しているかを確認する。 (2) 「銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地」(法第 52 条の 37 第 3 号) 許可申請書に記載する「営業所又は事務所」とは、銀行代理業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設を指し、銀行代理業に関する営業以外の用に供する施設は除くものとする。 (3) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称(施行規則第 34 条の 32 第 1 号、第 2 号) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)〇

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	○」等と略さずに、「株式会社○○」又は「○○株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。 (4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」(法第 52 条の 37 第 5 号) 他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類に名称及び分類表を定める等の件に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる中分類(大分類Kー金融・保険業に属する場合にあっては細分類)に則って記載されているかを確認する。 VIII－3－2－1－2－3 添付書類 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。 (1) 「定款」(法 52 条の 37 第 2 項第 1 号、第 2 号) ① 定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められているかを確認する。 ② 定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められていない場合には、当該業務の目的への追加を決議した株主総会の議事録が添付されているかを確認する。 ③ 定款には原本証明が付されているかを確認する。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(2) 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(法第52条の37第2項第2号) ① 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、施行規則第34条の33第1項第1号に規定する「取り扱う法第2条第14項各号に規定する契約の種類」(施行規則第34条の33第1項第1号)は、以下に掲げるところにより記載されているか。 イ. 「預金の種類」として、例えば、円貨・外貨の区分毎の当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・譲渡性預金の別が記載されているか。 ロ. 「貸付先の種類」として、例えば、消費者・事業者の別が記載されているか。 ハ. 「貸付けに係る資金の使途」として、特定の使途がある場合は当該使途(生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など)が、使途が特定されていないものについてはその旨が、記載されているか。 ② 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「銀行代理業の実施体制」(施行規則第34条の33第1項第3号)は、施行規則第34条の33第2項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、施行規則第34条の34第11号の組織図並びに同条第14号の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。 (3) 「履歴書」(施行規則第 34 条の 34 第 1 号)、「役員の履歴書」(同条第 2 号) ① 「履歴書」(申請者が個人の場合)又は「役員の履歴書」(申請者が法人の場合)の現住所が住民票の抄本記載の住所と一致しない場合には、その理由を確認するとともに、「履歴書」又は「役員の履歴書」に、両住所が併記されているかを確認する。 ② 「履歴書」又は「役員の履歴書」に記載されている氏名に用いられている漢字が、住民票の抄本記載の氏名に用いられている漢字に統一されているかを確認する(例えば、住民票の抄本で用いられている漢字が旧漢字の場合は、「履歴書」又は「役員の履歴書」でも旧漢字を用いることとする。))。 (4) 「住民票の抄本」(施行規則第 34 条の 34 第 1 号、第 2 号) 「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 ① 住所 ② 氏名 ③ 生年月日 ④ 本籍

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(5) 「これに代わる書面」(施行規則第34条の34第1号、第2号) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、施行規則第34条の34第1号及び第2号の「これに代わる書面」に該当する。 (6) 「第34条の37第4号に該当しないことを誓約する書面」(施行規則第34条の34第1号) 「第34条の37第4号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。 また、同書面は、当該申請者の自署・押印あるものを提出させるとともに、印鑑登録証明書の添付を求めることとする。 (7) 「第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面」(施行規則第34条の34第2号) 「第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。 また、同書面は、当該申請者の代表者印の押印あるものを提出させると

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	ともに、印鑑登録証明書の添付を求めることとする。 (8) 「役員が第 34 条の 37 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 2 号) 「役員が第 34 条の 37 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。 また、同書面は、当該役員の自署・押印あるものを提出させるとともに、印鑑登録証明書の添付を求めることとする。 (9) 「委託契約書の案」(施行規則第 34 条の 34 第 3 号、4 号) ① 「委託契約書の案」には、施行規則第 34 条の 35 第 1 項各号所定の事項が規定されているかを確認する。 ② 施行規則第 34 条の 63 第 1 項各号所定の措置に関する規定は、委託契約書の案の記載事項に係る「その他必要と認められる事項」(施行規則第 34 条の 35 第 10 号)に該当する。 (10) 「当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 4

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	号) 「当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面」は、所属銀行の代表者印の押印あるものを提出させるとともに、印鑑登録証明書の添付を求めることとする。 (11) 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類」（施行規則第 34 条の 34 第 5 号） ① 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類」には、以下の事項が記載されているかを確認する。 イ. 営む銀行代理業に係る業務に関する十分な知識を有する者並びに銀行業及び銀行関係法令に関する知識を有する者の当該知識を習得した方法（当該知識を有することを証する書類がある場合には当該書類を含む。）並びに当該者の配置予定先 ロ. 営む銀行代理業に係る業務に携った経験を有する者の経歴（当該経験を有することを証する書類がある場合には当該書類を含む。）及び当該者の配置予定先 ② 営む銀行代理業に係る業務に携った経験を有する者の経歴は、勤務先会社名、部署、役職、配属年月日、在籍期間、担当業務等、当該者の経験を正確に把握するために必要な記載がなされているかを確認する。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(12) 「財産に関する調書」(施行規則第34条の34第8号) 「財産に関する調書」には、必要に応じ、適宜、預金残高証明書、固定資産税評価証明書その他の財産の額を証する書面が添付されているかを確認する。 (13) 「保証を証する書面」(施行規則第34条の34第10号) 「保証を証する書面」には、例えば保証契約書、念書などがあるが、これらの書面に、保証人が法人であるときは法人の代表者印の押印が、保証人が個人であるときは自署・押印がされているかを確認する。また、いずれの場合も、印鑑登録証明書の添付を求めることとする。 (14) 「内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面」(施行規則第34条の34第11号) 「内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面」に、体制図及び組織図が添付されているかを確認する。 (15) 兼業業務の内容及び方法を記載した書類(施行規則第34条の34第12号) 兼業業務の内容及び方法を記載した書類には、日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類Kー金融・保険業に属する場合にあっては細分類)に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(16) 「前各号に掲げるもののほか法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」(施行規則第 34 条の 34 第 16 号) 銀行代理業の許可についての審査(法第 52 条の 38 第 1 項)をするために参考となるべき書類には、例えば、印鑑登録証明書(上記(6)から(8)、(10)、(13))、預金残高証明書・固定資産税評価証明書(上記(12))などがあるが、そのほかにも、審査をするために必要な参考書類がある場合は、適宜申請者にその提出を求めることにより、審査を適正かつ迅速に行うよう努めることとする。 Ⅷ－３－２－２ 許可の審査に当たっての留意点 銀行代理業の許可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、法、施行令、施行規則及び本監督指針において示されている銀行代理業者としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して審査するものとする。 Ⅷ－３－２－２－１ 財産的基礎に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号の財産的基礎の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば以下の(1)及び(2)のとおりである。 なお、審査は、許可申請書のほか、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	条の 34 第 6 号から 10 号及び第 16 号その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 (1) 貸借対照表その他の書類又は資料を精査し、純資産額が正確に算出されているかを確認する。 (2) 収支及び財産の状況の見込み対象期間における純資産額の審査においては、収支及び財産の状況の見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。また、収支及び財産の状況の見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常費用を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査する。 Ⅷ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 なお、審査は、許可申請書のほか、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号から第 16 号その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(1) 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者（施行規則第 34 条の 37 第 3 号イ、ロ） 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者には、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者等として企業財務に従事した経験を有する者が該当する。 (2) 社内規則に係る主な留意点（施行規則第 34 条の 37 第 3 号ニ） 代理業者は、銀行代理業に関する社内規則を定める必要があるが、許可の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば以下の①から⑧につき留意することとする。 ① 財産の分別管理の方法 社内規則に、銀行代理業に係る業務に関して顧客から交付を受ける財産の分別管理の方法が具体的に定められており、当該交付を受ける財産が自己の固有財産であるか、又はどの所属銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理できることとされているか。また、その遵守状況について適切に検証する方法等が定められているか ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 社内規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。 ③ 帳簿書類の作成及び保存の方法 社内規則に、施行規則第 34 条の 58 に掲げる帳簿書類の作成及び保存

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	の方法が具体的に定められているか。 ④ 研修の実施方法 社内規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。 ⑤ 本人確認の方法 社内規則に、本人確認法に基づく本人確認及び組犯法に基づく「疑わしい取引」の届出が適切に行われる体制整備について具体的に定められているか。 ⑥ 内部管理態勢の整備 社内規則に、内部管理に関する業務の具体的な運営方法及び社内における責任態勢が明確に記載されているか。 ⑦ 顧客情報の管理 イ. 社内規則に、顧客情報を適正に管理するための方法や体制（例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断等を含む。）その他Ⅲ－３－３－３に準じた取扱いについて、具体的に定められているか。 ロ. 社内規則に、非公開金融情報及び非公開情報（施行規則第 34 条の 48 に規定するものをいう。以下同じ。）の取扱いに関し、事前に顧客の同意を得るための措置について、具体的に定められているか。 ⑧ 社内規則の周知方法 社内規則の内容を銀行代理業務に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	Ⅷ－３－２－２－３ 社会的信用に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 4 号、第 5 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 なお、審査は、許可申請書のほか、施行規則第 34 条の 34 第 1 号、第 2 号及び第 16 号その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 Ⅷ－３－２－２－４ 他業の兼業に関する審査 法 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、施行規則第 34 条の 37 第 6 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば以下の（１）から（３）のとおりである。 なお、審査は、許可申請書のほか、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 3 号、第 4 号、第 11 号から第 16 号その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 （１）「兼業業務の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること」（施行規則第 34 条の 37 第 6 号ロ） 兼業業務の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれが

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	ある場合とは、例えば、銀行代理業者が、善良な風俗や公共の平穩を損なうおそれのある業務、公序良俗に反する業務及び反社会的な業務などを兼業する場合が考えられるが、その判断は、当該兼業業務の性質及び態様、取引の相手方並びに社会に与える影響などを総合的に勘案して行うものとする。 (2) 「主たる兼業業務の内容」(施行規則第34条の37第6号ニ本文) 銀行代理業者の行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断するものとする。 (3) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(施行規則第34条の37第6号ホ) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について(平成16年12月1日：公正取引委員会(再掲))を参考とするが、例えば次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る。 ① 顧客に対し、銀行代理業として代理又は媒介する預金の受入れを内容とする契約(その他法第2条第14項各号に掲げる行為についても同様。以下②から④において同じ。)の締結に応じない場合には兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	旨を示唆し、預金の受入れを内容とする契約を締結することを事実上余儀なくさせること。 ② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、銀行代理業として代理又は媒介する預金の受入れを内容とする契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。 ③ 顧客に対し、銀行代理業に係る業務として行う業務の競争者と取引する場合には兼業業務の取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の競争者（銀行及び銀行代理業者を含む。④において同じ。）と預金の受入れを内容とする契約を締結することを妨害すること。 ④ 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と預金の受入れを内容とする契約を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。 Ⅷ－３－２－３ その他 Ⅷ－３－２－３－１ 許可の場合の取扱い Ⅷ－３－２－３－１－１ 許可番号 （１）銀行代理業者の許可番号は次のとおりとする（銀行代理業再受託者も合わせて通し番号を付す。）。 〇〇財務（支）局長（銀代）第〇〇号

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(2) 許可番号の取扱い ① 許可番号は、財務局長ごとに一連番号を付すものとする。 ② 許可がその効力を失った場合の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。 ③ 許可番号を様式・参考資料編 様式Ⅷ－３－２－３－１－１による許可番号台帳により管理するものとする。 Ⅷ－３－２－３－１－２ 許可申請者への通知 銀行代理業を許可した場合は、許可通知書を許可申請者に交付するものとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式 7－3 Ⅷ－３－２－３－２ 不許可の場合の取扱い (1) 不許可にする場合は、不許可の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式 7－4 (2) 不許可通知書には、不許可の理由に該当する法第 52 条の 38 第 1 項各

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	号のうちの該当する号を明らかにするものとする。 Ⅷ－３－３ 届出の受理に係る留意事項 (参考) 様式・参考資料編 様式 7－5 から 7－24、7－28 から 7－38 (１) 一般に、法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条、施行規則第 34 条の 56、第 34 条の 61、第 35 条等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。 (２) 法第 52 条の 39、施行規則第 34 条の 39 に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記Ⅷ－３－３（１）のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類Ｋ－金融・保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。 Ⅷ－３－４ 兼業承認申請に係る事務処理

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	Ⅷ－３－４－１ 兼業承認に当たっての留意点 Ⅷ－３－４－１－１ 兼業承認の要否 既に兼業承認を受けている銀行代理業者が、日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類Ｋ－金融・保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となる業務を開始する場合には、改めて当該新たな業務について法第 52 条の 42 第 1 項の兼業承認を得る必要がある。 Ⅷ－３－４－１－２ 兼業承認申請書の受理に当たっての留意事項 Ⅷ－３－２－１－２に準じるほか、兼業承認申請書の記載事項については、様式・参考資料編 様式 7－25 によることとする。 Ⅷ－３－４－２ 兼業承認の審査に当たっての留意事項 Ⅷ－３－２－２に準ずる。 Ⅷ－３－４－３ その他 Ⅷ－３－４－３－１ 承認の場合の取扱い

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	兼業を承認した場合は、兼業承認通知書を申請者に交付するものとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式 7-26 VIII-3-4-3-2 不承認の場合の取扱い 法第 52 条の 42 第 2 項に基づき不承認にする場合は、不承認の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した不承認通知書を申請者に交付するものとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式 7-27 VIII-4 銀行代理業者 VIII-4-1 意義 銀行代理業とは、銀行のために、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業をいい、銀行代理業者とは、法第 52 条の 36 第 1 項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいうが、銀行代理業者は、自ら銀行代理業を営む者として、その営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	Ⅷ－４－２ 主な着眼点 銀行代理業者の業務の適切性等の監督については、銀行代理業者の性質及び業務内容等にかんがみ、必要に応じⅢ－３に準じるほか、以下Ⅷ－４－２－１からⅧ－４－２－７に掲げるとおりとする。 Ⅷ－４－２－１ 銀行代理業者の禁止行為、不適切な取引等 （１）銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為（施行規則第 34 条の 53 第 3 号） 銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成 16 年 12 月 1 日：公正取引委員会（再掲））を参考とするが、例えば次に掲げる行為は、銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る（なお、このうち、①及び②は、規則規則第 34 条の 53 第 2 号に規定する「顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第 2 条第 14 項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為」にも該当し得る。）。 ① 顧客に対し、自己と取引しない場合には資金の貸付けを内容とする契約（その他法第 2 条第 14 項各号に掲げる行為を含む。以下②から④において同じ。）の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、兼業業務で取り扱う商品を購入することを事実上余儀なくさせること。 ② 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に当たり、兼業業務で取り扱う商品の購入を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。 ③ 顧客に対し、自己が兼業業務として行う業務の競争者と取引する場合には資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の競争者からの商品の購入を妨害すること。 ④ 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を行うに当たり、自己の競争者から商品の購入を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。 (2) 兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為（施行規則第 34 条の 53 第 5 号） 兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について（平成 16 年 12 月 1 日：公正取引委員会（再掲））を参考とするが、例えば、Ⅷ－3－2－2－4（3）に掲げる行為は、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る（なお、このうち、①及び②は、施行規則第 34 条の 53 第 4 号に規定する「顧客に対し、不当に、法第 2 条第 14 号各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	取引をする行為」にも該当し得る。))。 (3) 法第 52 条の 45、施行規則第 34 条の 53 に規定する禁止行為を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意することとする。 ① 禁止行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって禁止行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。 ② 禁止行為を防止するために必要な研修の実施等の体制、顧客からの苦情に対応するための体制等に関する社内規則の策定及び社内周知が行われているか。 ③ 禁止行為を防止するため、銀行代理業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者による定期的かつ必要に応じて適宜研修を実施しているか。 ④ 禁止行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢が整備されているか。 (4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関してはⅢ－3－1－5に準じるものとする。 Ⅷ－4－2－2 法令等遵守（特に重要な事項）

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	本人確認、「疑わしい取引」の届出義務に関する監督手法・対応に関しては、以下の（１）及び（２）によるほか、Ⅲ－３－１に準じるものとする。 （１）検査結果、不祥事件等届出書等により、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 52 条の 53 に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 52 条の 55 に基づき、業務改善命令を発出するものとする。 （２）さらに、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、法第 52 条の 56 に基づき、業務停止命令を発出するものとする。 Ⅷ－４－２－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 法第 52 条の 44 第 2 項、第 3 項及び施行規則第 34 条の 43 から第 34 条の 46 を踏まえ、銀行代理業者における利用者保護のための情報提供・相談機能等に関する監督はⅢ－３－３に準じて行うほか、以下の（１）から（３）に留意する。 （１）優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢 銀行代理業者が他業を兼業する場合には、銀行代理業に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認され

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	かねない説明を防止する態勢が整備されているかを確認するものとするが、例えば、Ⅷ－４－２－１（１）及び（２）に掲げる行為は、優越的地位の濫用に該当する行為となり得る点に留意する必要がある。 （２）預金等との誤認を防止するための体制（施行規則第 34 条の 45） 銀行代理業者が金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を行う場合には、預金等との誤認防止のための態勢整備が必要であることにも留意する。 （３）顧客情報管理 ① 顧客情報管理については、基本的にⅢ－３－３－３に準じるものとするが、銀行代理業者が他業を兼業する場合には、銀行代理業務で得た顧客情報を顧客の同意なく兼業業務に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や体制（例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定及び研修等社員教育の徹底等の顧客情報管理体制を含む。）の整備が行われているかどうかについて留意する。 ② 特に、非公開金融情報及び非公開情報の取扱いに関する事前の同意（施行規則第 34 条の 48）については、例えば以下のような適切な方法により事前に当該顧客の同意を得るための措置を講じているかについて確認することとする。 イ．対面の場合 事前に、書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	込みまでに書面による同意を得る方法 ロ. 郵便による場合 事前に、説明した書面を送付し、所属銀行への提供の前に、同意した旨の返信を得る方法 ハ. 電話による場合 事前に、口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該提供について説明した書面を送付（電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。）し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法 ニ. インターネット等による場合 事前に、電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法 （注）顧客の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業）は非公開金融情報及び非公開情報に含まれない。 Ⅷ－４－２－４ 利用者保護ルール等 以下に記載するほか、Ⅲ－３－４に準じるものとする。 法 52 条の 40 及び施行規則第 34 条の 40、第 34 条の 45 第 3 項に規定する銀行代理業者による標識の掲示については、標識の形状・大きさ及び記載されている文字の明瞭さ並びに標識が掲示されている状況等から、顧客をして

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	誤認混同ならしめるおそれがないかどうかを確認する。 法第 52 条の 46、施行令第 16 条の 7 及び施行規則第 34 条の 55 に規定する特定銀行代理業者の休日及び営業時間の掲示並びに法第 52 条の 48 及び施行規則第 34 条の 57 に規定する銀行代理業者による所属銀行の廃業等の掲示についても上記と同様とする。 Ⅷ－４－２－５ 二以上の所属銀行から銀行代理業を受託する場合の措置 Ⅷ－４－２－５－１ 顧客に対する説明等（施行規則第 34 条の 43、第 34 条の 46） 所属銀行が二以上ある場合には、以下の①から④に掲げる事項を、事前に、顧客に対し、明らかにしなくてはならないが、その説明方法について、例えば書面を活用するなど、できる限り顧客が理解しやすいよう説明するための態勢が整備されているかどうかについて留意する。 ① 顧客が支払うべき手数料と同種の契約につき他の所属銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨 ② 顧客が締結しようとする契約と同種の契約を他の所属銀行が取り扱っているときは、その旨 ③ 顧客の求めに応じ、②の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報 ④ 最終的に顧客の取引の相手方となる所属銀行の商号

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	Ⅷ－４－２－５－２ 顧客情報管理 銀行代理業者が二以上の所属銀行から銀行代理業を受託している場合は、一の所属銀行の銀行代理業務で得た顧客情報を顧客の同意なくその他の所属銀行の銀行代理業務に流用することのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や体制（例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定及び研修等社員教育の徹底等の顧客情報管理体制を含む。）の整備が行われているかどうかについて十分に検証する。 Ⅷ－４－２－６ 銀行代理業再委託者による銀行代理業再受託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置 必要に応じ、Ⅷ－５－２に準じるほか、銀行代理業再受託者が再受託した銀行代理業務を第三者に委託することを防止するための体制が整備されているかについても留意するものとする。 Ⅷ－４－２－７ その他 Ⅷ－４－２－７－１ 名義貸しの禁止 法第 52 条の 41 に規定する「自己の名義」に該当するか否かの判断に際し

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	ては、例えば、当該銀行代理業者の略称等の使用を許可している場合であっても「自己の名義」に該当し得ることに留意する。 VIII－４－２－７－２ 銀行代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項 法第 52 条の 50 第 2 項及び施行規則第 34 条の 59 第 5 項に規定する銀行代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。 （１）報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。 （２）報告書は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。 （３）縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。 ① 上記（１）及び（２）又は当局の指示に従わない者 ② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者 ③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。 (5) 他の財務局長が許可を行った銀行代理業者に係る縦覧の申請があった場合は、許可を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び銀行代理業者のすべての営業所には法第 52 条の 51 第 1 項の規定による説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。 VIII－4－2－7－3 所属銀行の説明書類等の縦覧 施行規則第 34 条の 60 第 4 項に規定する「当該申請をした銀行代理業者が第 1 項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由」とは、例えば天災地変又は縦覧により第三者の正当な利益を侵害するおそれがある場合等を指し、当該銀行代理業者の単なる自己都合は含まれないことに留意する。 VIII－5 所属銀行 VIII－5－1 意義

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(1) 所属銀行とは、銀行代理業者の代理又は媒介によって、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約、③為替取引を内容とする契約を締結する銀行のことをいう。 所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に関し、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負っている。 (2) 銀行法が、銀行代理業者のみならず、所属銀行にこのような責任を負わせた趣旨は、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属銀行が果たさなければならないということを宣言したものであり、銀行代理業者の監督に当たっても、所属銀行の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。 したがって、銀行代理業者の監督に当たっては、別紙5のとおり、銀行代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属銀行本体に対する監督に重点を置き、まずは所属銀行への監督を通じて、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。 Ⅷ－５－２ 主な着眼点 所属銀行から施行規則第35条第1項第6の2号の届出等が提出された場合や所属銀行に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合など所属銀行

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	からの情報収集を行う際には、所属銀行において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。 Ⅷ－５－２－１ 銀行代理業者の選定等に係る留意点 （１）銀行代理業を委託する契約を締結する（委託した銀行代理業を再委託することについて許諾することを含む。）に際して、経営管理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握及びリスク管理の方法等について、十分に検討が行われているか。 （２）銀行代理業を委託しようとする者が、法令上の許可の基準に適合するものであるかについて、十分に検討が行われているか。 特に、銀行代理業を委託しようとする者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、施行規則第 34 条の 37 第 6 号口の規定（兼業業務の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと）を踏まえた検討を行うことに留まらず、銀行のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。 Ⅷ－５－２－２ 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（法第 52 条の 58、施行規則第 34 条の 63） （１）銀行代理業者の監督のための内部管理態勢の整備 ① 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、銀行代理業者の適切な監督を行うための体制が整備されているか（銀行代理業者に対する業務監査体制を含む。）。 ② それらの部署又は担当者によって各銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。 （２）委託契約の内容 施行規則第 34 条の 35 第 1 項各号、第 34 条の 63 第 1 項各号に列挙されている事項及びそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが委託契約の内容とされているか。 （３）法令等を遵守させるための研修の実施（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 1 号） ① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、「金融検査マニュアル法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅤ 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等」を参照して網羅的に研修が行われているか。 ② 研修においては、銀行代理業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。 （注）研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、所属銀行又は銀行代理業者の役職員であると否とを問わない。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	③ 定期的な研修の実施により、銀行代理業者及びその銀行代理業に従事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる態勢が取られているか。 (4) 銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 2 号） ① 施行規則第 34 条の 63 第 2 号に基づく監督等が適切に実施され、その実施状況についてモニタリングが行われているか。 ② 上記モニタリングの結果等について、行内の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、銀行の適切な業務指導や銀行代理業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。 (5) 必要に応じて銀行代理業委託契約を解除することができるための措置（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 3 号） 銀行代理業者に対するモニタリングの結果、問題が発見された場合には、銀行代理業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。 (6) 所属銀行自らが審査を行うための措置（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 4 号）

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	銀行代理業者が行う資金の貸付け又は手形の割引の審査について、必要に応じて所属銀行自らが審査を行うことのできるよう、所属銀行への事前報告・承認等を必要とする場合の基準及び態勢等が整備されているか。 (7) 顧客情報の適切な管理及び犯罪防止のための措置（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 5 号、第 7 号） ① 銀行代理業者における顧客情報の適正な管理を確保するための体制整備及び銀行代理業者の営業所又は事務所における銀行代理業に係る業務に関する犯罪防止措置については、物的設備、人員の配置はもちろんのこと、システムのセキュリティ対策等を含め所属銀行が自らの顧客情報管理及び自行の営業所等における犯罪防止に関し講じているのと同程度の態勢整備を行うことができるよう、適切な指導やノウハウの提供等が行われているか。 ② 銀行代理業者に対して、本人確認法及び組犯法の規定の理解を慫慂するとともに、預金口座等が組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。 (8) 銀行代理業者の営業所廃止に当たっての措置（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 8 号） 銀行代理業者の銀行代理業を営む営業所又は事務所の廃止にあたり、顧客に係る取引を所属銀行の営業所、他の金融機関又は他の銀行代理業者へ支障なく引き継ぐためのスケジュールや業務移管の方法、顧客への

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	通知方法その他の顧客に著しい影響を及ぼさないための処理を円滑に実施するための態勢整備が行われているか。 (9) 苦情処理のための措置（施行規則第34条の63第1項第9号） 銀行代理業者が行う銀行代理業に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢が整備されているか。 Ⅷ－５－２－３ 銀行代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項 法第52条の60に基づき預金者等その他の利害関係人から銀行代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、それが営業時間内である限り、原簿を汚損・破損するおそれがある場合又は他の預金者等に迷惑を及ぼすおそれがある場合等当該原簿の管理を含む当該所属銀行の業務に支障を及ぼす場合などを除いては、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。 Ⅷ－５－２－４ 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合には、必要に応じ、Ⅶ－１－５及びⅦ－２－３を準用するとともに、特に、所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等の確保が行われているかにつき、十分に検証することとする。

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	(別紙5) <u>銀行代理業者に係る監督事務の流れ</u> ○ 銀行代理業者の監督に当たっては、まずは所属銀行に対する監督を基本とする。 情報の収集 【情報源の具体例】 ① 所属銀行に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況) ② 所属銀行からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告) ③ 所属銀行に対する定期的なヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等) ④ 代理業者に対する検査結果 ⑤ 利用者からの苦情、投書等 ⑥ その他代理業者の経営に関し入手した一切の情報 所属銀行を通じた問題点の把握 ・臨機のヒアリング ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認 代理業者の法令等遵守状況に問題が認められる場合 所属銀行の代理業者指導等に問題が認められる場合 代理業者に対する問題点の把握 ・必要に応じ臨機のヒアリング ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認 代理業者に対する改善促進 ① 代理業者に対する問題点の指摘 ② 改善に向けた取組みの促進 ③ 必要に応じ以下の対応 - ー改善方策に関する報告徴求命令 - ー業務改善命令、業務停止命令、許可の取消し等 所属銀行に対する改善促進 ① 所属銀行に対する問題点の指摘 ② 改善に向けた取組みの促進 ③ 必要に応じ以下の対応 - ー改善方策に関する報告徴求命令 - ー業務改善命令、業務停止命令等 所属銀行を通じた改善促進 所属銀行を通じた(必要に応じ代理業者に対する)フォローアップ ・問題点の改善状況のフォローアップ ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討 ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
営業の免許（予備審査） 別紙様式 1－1 年 月 日 内閣総理大臣 ○○○○ 殿 (金融庁長官経由) 所 在 地 商 号 発 起 人 総 代 発 起 人 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 営 業 の 免 許 （ 予 備 審 査 ） 申 請 書 営業の免許を取得いたしたく、銀行法第4条第1項（及び銀行法施行規則第2条）の規定に基づき、営業の免許（予備審査）を申請いたします。 _____○_____ (注) 添付書類 1 別紙様式1－1の2 2 銀行法施行規則第1条の8に掲げる書類 3 営業所の位置及び周辺図	営業の免許（予備審査） 別紙様式 1－1 年 月 日 内閣総理大臣 ○○○○ 殿 (金融庁長官経由) 所 在 地 商 号 発 起 人 総 代 発 起 人 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 営 業 の 免 許 （ 予 備 審 査 ） 申 請 書 営業の免許を取得いたしたく、銀行法第4条第1項（及び銀行法施行規則第2条）の規定に基づき、営業の免許（予備審査）を申請いたします。 _____○_____ (注) 添付書類 1 別紙様式1－1の2 2 銀行法施行規則第1条の8に掲げる書類 3 営業所の位置及び周辺図

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行										改 正 案									
別紙様式1-1の2										別紙様式1-1の2									
名 称										名 称									
主たる事務所の所在地										主たる事務所の所在地									
申 請 理 由										申 請 理 由									
業 績 予 想 (単位:百万円)										業 績 予 想 (単位:百万円)									
					設 立 当 該 期					翌 期					翌 々 期				
主要勘定		預 金 ・ 貸 出 金 ・ 出 金 ・ 金																	
資本勘定		資 本 金 ・ 資 本 金 ・ 資 本 金 ・ 資 本 金																	
収支見込		経 常 収 益 ・ 経 常 費 用 ・ 経 常 利 益 当 期 利 益																	
経営諸指標 (%)		主 要 利 回 ・ 預 金 利 回 ・ 預 貸 金 利 鞘 ・ 総 資 金 利 鞘																	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行						改 正 案					
			配 当 率 配 当 性 向 自 己 資 本 比 率 ・ ・ ・ ・						配 当 率 配 当 性 向 自 己 資 本 比 率 ・ ・ ・ ・		
取 締 役 及 び 監 査 役 の 役 職 名 及 び 氏 名 （ 略 歴 添 付 ）						取 締 役 及 び 監 査 役 の 役 職 名 及 び 氏 名 （ 略 歴 添 付 ）					
役 員 又 は 従 業 員 の 数				常勤役員 名 非常勤役員 名 従 業 員 名		役 員 又 は 従 業 員 の 数				常勤役員 名 非常勤役員 名 従 業 員 名	
組 織 図						組 織 図					
<u>（新設）</u>						<u>（注）その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役等が、銀行法第7条の2に規定する「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを申請者が確認する書類等）を添付すること</u>					

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案																
取締役の就退任 別紙様式4－10 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 取 締 役 就 退 任 届 出 書 取締役の $\left\{ \begin{array}{l} \text{就任} \\ \text{退任} \end{array} \right\}$ がありましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>取 締 役 の 氏 名</td><td></td></tr> <tr> <td>職 名</td><td></td></tr> <tr> <td>就 退 任 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table> (注) 1 「職名」欄は、就任の場合は新職名、退任の場合は最終職名を記載すること 2 就任の場合は、履歴書を添付すること	取 締 役 の 氏 名		職 名		就 退 任 日	年 月 日 ()	理 由		取締役の就退任 別紙様式4－10 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 取 締 役 就 退 任 届 出 書 取締役の $\left\{ \begin{array}{l} \text{就任} \\ \text{退任} \end{array} \right\}$ がありましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>取 締 役 の 氏 名</td><td></td></tr> <tr> <td>職 名</td><td></td></tr> <tr> <td>就 退 任 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table> (注) 1 「職名」欄は、就任の場合は新職名、退任の場合は最終職名を記載すること 2 就任の場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役等が、銀行法第7条の2に規定する「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを申請者が確認する書類等）を添付すること	取 締 役 の 氏 名		職 名		就 退 任 日	年 月 日 ()	理 由	
取 締 役 の 氏 名																	
職 名																	
就 退 任 日	年 月 日 ()																
理 由																	
取 締 役 の 氏 名																	
職 名																	
就 退 任 日	年 月 日 ()																
理 由																	